

運転者健康診断助成金交付要綱

平成2年4月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、貨物自動車運送事業者が、健康の維持・管理を図るために、雇用している運転者に宮ト協各支部が実施する集団健康診断を受診させた場合、(成人病の検査項目に限る)その費用の一部を助成することにより、事業者の安全運転に対する一層の配慮を促すことを目的とする。

(集団健康診断の定義)

第2条 集団健康診断とは、労働安全衛生規則第44条に基づく定期健康診断を、宮ト協各支部長(以下「支部長」という)が主催し、支部長が定めた日時・場所・健康診断実施機関により実施することをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成対象者は、雇用している運転者に集団健康診断を受診させた貨物自動車運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)とする。

(助成対象従業員及び助成金額)

第4条 助成対象となる従業員は、35歳及び40歳以上の運転者とする。

2 助成金額は、1名あたり2千円を上限とする。1事業者の助成人数は、宮ト協に届出している車両台数(会員名簿の登載車両台数)と同数を限度とする。

なお、予算額に達した場合はその時点で受付終了とする。

(助成金交付の請求)

第5条 事業者は、令和7年度の集団健康診断を受診した時は、支部長が定める様式による受診者名簿等を支部長へ提出しなければならない。

2 支部長は、次項に定める期日までに、別に定める健康診断助成金事業者名簿(以下「事業者名簿」という)を宮ト協会長へ提出しなければならない。

なお、事業者名簿には健康診断実施機関の受診証明書を添付するものとする。

3 事業者名簿の提出は、年2回(前期・後期)に分けて行い、それぞれ次に示すものとする。

(1) 前期 当該年度の9月末日まで提出

(2) 後期 当該年度の2月末日まで提出

(助成金の交付)

第6条 宮ト協会長は、支部長の要請により、直に健康診断費用の一部(助成金相当分)を健康診断実施機関へ支払う。

(助成金の返還)

第7条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他の必要な事項)

第8条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和7年4月1日から施行する。